

益田市農業委員会第24回総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席13名)(欠席3名)

1 番 又賀 保(出)	2 番 大畑 美里(出)	3 番 須藤 寿人(出)
4 番 吉村 太(出)	5 番 大庭 清(出)	6 番 齋藤 浩文(出)
7 番 御神本康一(出)	8 番 田中 綾(欠)	9 番 佐原 晃子(欠)
10 番 領家 耕一(出)	11 番 松本 幸夫(出)	12 番 谷本 大輔(欠)
13 番 柳田 継男(出)	14 番 豊田 志摩(出)	15 番 宮川 有衣(出)
16 番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席15名)(欠席9名)

1 番 増野 六彦(出)	2 番 三輪 昌義(出)	3 番 澁谷 記幸(出)
4 番 澤江 浩一(出)	5 番 山根 健治(欠)	6 番 寺戸 康人(出)
7 番 三浦 尚人(欠)	8 番 田原 勝美(欠)	9 番 野村 浩三(出)
10 番 寺戸豊太郎(欠)	11 番 塩満 文雄(出)	12 番 河野 正憲(欠)
13 番 青木 伸爾(出)	14 番 中村 敏幸(出)	15 番 椋木 昭雄(欠)
16 番 長谷川孝明(出)	17 番 豊田 繁雄(出)	18 番 中島秀一郎(出)
19 番 宮内 英之(欠)	20 番 椋木 孝光(出)	21 番 岡崎 定佳(欠)
22 番 渡邊 豊孝(出)	23 番 河野 光好(欠)	24 番 三浦 和顕(出)

5. 提出議案

議第115号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第116号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第117号	農地でないことの確認について
議第118号	令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
報第92号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第93号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第94号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第95号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第96号	利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 24 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、1 番の又賀保委員、2 番の大畑美里委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中綾委員、9 番佐原晃子委員、12 番谷本大輔委員、農地利用最適化推進委員が 5 番山根健治委員、7 番三浦尚人委員、8 番田原勝美委員、10 番寺戸豊太郎委員、12 番河野正憲委員、15 番椋木昭雄委員、19 番宮内英之委員、21 番岡崎定佳委員、23 番河野光好委員。 それでは、「議第 115 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1 番 東町 土地の所在は、東町の畑 1 筆 39 平方メートルです。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 5 月 16 日に大畑委員と行いました。現地につきましては先月の総会でありましたように、非農地証明ということで出ましたが、これを 4 条で願いこの度、農転が出てきました。現地に再び行きましたが変わった様子はなく、特に 4 条で問題はないと判断しました。よろしくご審議お願いします。
西川友史会長	2 番 黒周町
事務局	土地の所在は、黒周町の畑 1 筆 16 平方メートルです。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は車庫で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田繁雄推進委員	二条の豊田です。谷本委員がお休みですので私が代わって報告します。本人は市内におられますのでずっと空き家になっていたのですが、今は代わりの人が入ったようですが、その人は畑を作りません。全く泊まるだけです。農地はいらわれません。昭和 61 年、お父さんお母さんが作られて、亡くなられてからは一切手付かずというかたちですから、現地を見た時は竹藪でもう耕作することはできないなと話したところです。〇〇さんの始末書も添付されておりますし、土地改良区の意見書も添付されております。ご審議をよろしくお願いいたします。

西川友史会長	本日の 4 条申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 115 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 116 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 遠田町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、遠田町の田 1 筆 202 平方メートルです。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。転用目的は、進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は、既存の水路に接続します。資金証明については、既に完了しているためありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 5 月 15 日澤江推進委員と行いました。道路拡張ということですが、その斜面というかそこは今でもう何年も耕作されていなくて、〇〇さんに聞いてみたのですが「ここが農地であるとは思わなかった」ということで事後申請になったということですが、別段問題ないと判断します。以上です。
西川友史会長	本日の 5 条の許可申請は以上 1 件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 116 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議第 117 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 黒周町
事務局	申請地は黒周町の 1 筆 128 平方メートルです。平成 27 年より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。 ご審議の程よろしく申し上げます。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。

豊田繁雄推進委員	二条の豊田です。先ほど 4 条の第 1 項で間違えた説明をしましたけれど、これも〇〇さんのところですが、これは元に戻らないなということです。4 条の 1 項については車庫が建っていたんですが、ずっと前に建てたということでした。ちょっと前後した説明をしました。よろしくお願いします。
西川友史会長	2 番 匹見町匹見
事務局	申請地は匹見町匹見の 2 筆 2,903 平方メートルです。平成 27 年頃から耕作しておらず、原野化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 この案件でございますけれども、2 日位前でしたか河野推進委員、渡辺推進委員と 3 人で現地を確認いたしました。〇〇さんは現在匹見を引きあげられて市内の方で生活しておられます。現状は原野化しておりまして、農地に復旧することも困難ですし、耕作者もいないというところから非農地として判断したところでございます。以上でございます。 本日の農地でないことの確認については以上 2 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) 続きまして、「議第 118 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。
事務局	事務局説明
西川友史会長	令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局からの説明がございました。何かお気づきの点がございますか。 よろしいでしょうか。 (はい、の声) そう致しますと「議第 118 号 令和 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。
事務局	「報第 92 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が 37 件、再設定が 0 件の合計 37 件です。 「報第 93 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出につ

西川友史会長	いて」届出件数は 24 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 6 件です。 「報第 94 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」届出件数は、5 件です。解約理由は 1 番～2 番は農地中間管理事業利用のため、3 番～4 番は契約内容変更のため、5 番は耕作が困難なため、それぞれ合意解約が成されたものです。 「報第 95 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は 3 件です。解約理由は、それぞれ耕作者の都合により合意解約がなされたものです。 「報第 96 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」所在地は、大谷町他 54 筆 合計 32,633.8 平方メートルでございます。 今回の非農地判断を行った農地は、令和 6 年度の農地パトロールにおいて、再生困難農地として確認しておりました農地です。所有者 24 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。 対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。 報告は以上でございます。 ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。 (はい、の声) それでは無いようですので第 25 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。 以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 会 長 1 番 2 番
---------------	--